

【改訂版】

京都市立春日野小学校
校長 三上 直美

台風等・地震に対する非常措置について

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発表された場合及び春日野学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合・京都市域において震度5弱以上の地震があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

京都市域に「特別警報」が発令された場合

☆ 登校前に「特別警報」が発令された場合

- ① 前日に「特別警報」が発令されていて、午前0時（夜中）までに解除された場合、5校時（13:00）から授業があります。〔給食は中止〕
- ② 午前0時現在発令中の場合、または、午前0時から登校前までに「特別警報」が発令された場合、当日、臨時休業となります。

京都市域に「暴風警報」が発令された場合

☆ 登校前に「暴風警報」が発令された場合

- ① 「暴風警報」が解除されるまでは登校しないで自宅で待機します。
- ② 「暴風警報」が解除された場合
 - ☆午前7時までに解除された場合…平常授業
 - ☆午前9時までに解除された場合…3校時（10:20）から始業
 - ☆午前11時までに解除された場合…5校時（13:00）から始業〔給食中止〕
- ③ 午前11時現在、まだ「暴風警報」が発令中の場合は臨時休業となります。

京都市域に「大雨警報」「洪水警報」等が発令された場合

☆ 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休業となる場合があります。その場合は、学校ホームページやPTAメール配信等でお知らせしますので、ご確認をお願いします。

春日野学区に水害の「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合

☆ 水害の避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

本校の学区である春日野学区は、「山科川の浸水想定区域」であるため、水害の避難勧告等の発令対象地域です。春日野学区に水害の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発令された場合に準じた措置を取ります。

春日野学区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で「震度5弱以上の地震」が発生した場合

☆ 登校前に「震度5弱以上の地震」が発生した場合

- ① 「震度5弱以上の地震」が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ☆深夜 0時までに発生した場合……翌日を臨時休業にします。
 - ☆深夜 0時以後、登校までに発生した場合……当日を臨時休業にします。
 - ☆休業日、休業前日に発生した場合……原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、（学校ホームページやPTAメール）により、授業等を実施する旨を連絡します。
- ② 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

※ 在校中に発令された場合

直ちに臨時休業となります。ただし、下校の安全確認ができるまで、（地震の場合、余震などの影響を踏まえ）原則学校に留め置きます。安全確認ができ次第、家庭環境調査表等の「緊急事態発生時の対応表」でお知らせいただいている通りに対応します。ただし、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くこととします。

★必ず、お子達が、「自分が集団下校・学校待機のいずれなのかを伝えられる」

ようにご指導ください。